

# 業務指示書

## カンボジア国教員養成大学建設計画準備調査

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2016年10月19日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第一課 九野 優子 Kuno.Yuko@jica.go.jp

質問に対する回答：2016年10月24日 までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 競争上の条件

#### 1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めらるるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

##### 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

##### 2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

##### 3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

##### 1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

## 2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

( ) 法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

## 3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 以下の者については、競争への参加を認めません。

## 2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 認めません。

( ) 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

## 3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

- (○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。
- ( ) 業務主任者(総括)については補強を認めます。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。
- 注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。
- 注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。
- 注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。
- 注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。
- 注6) 通訳団員については、補強を認めます。

#### 4 外国籍人材の活用

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

- ( ) 外国籍人材の活用を認めます。
- (○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。
- ( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

#### 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

##### 1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：学校建設に係るBD, OD, DD, SV

##### 2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

（○）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

##### 【業務主任者（総括／建築計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：海外における学校建設に係るBD, OD, DD, SV
- 2) 対象国又は同類似地域：カンボジア 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

##### 【業務従事者：担当分野 建築設計/自然条件調査】

- 1) 類似業務の経験：海外における学校建設に係るBD, OD, DD, SV
- 2) 対象国又は同類似地域：カンボジア 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 施工計画/積算】

- 1) 類似業務の経験：施工計画/積算に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：評価せず
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 教育計画/機材計画2】

- 1) 類似業務の経験：海外における教育分野に係る各種調査
- 2) 対象国又は同類似地域：カンボジア 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者4】

業務従事者は想定していません。

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2016年10月28日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限り。）
- (3) 提出先・場所：
  - ・郵送の場合  
〒102-8012  
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル  
独立行政法人国際協力機構 調達部
  - ・持参の場合  
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写4部  
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）

注) 郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

### 3. プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

### 第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
- ( ) 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃（エコノミークラス）又は正規割引運賃（ビジネスクラス）ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。

なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費（航空賃）
- (2) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) その他（以下に記載の経費）

現地再委託に係る経費

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(KHR1 = 0.024920 円 , US\$1 = 100.606000 円 , EUR1 = 112.785000 円)

### 第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

( ) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

( ) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期：

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：JICA本部（麹町） 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。  
(以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

( ) 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。  
実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (http://jica.webex.com)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年7月）」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/建築計画  
建築設計/自然条件調査  
施工計画/積算  
教育計画/機材計画2

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

13.00 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご留意ください。

## (1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年7月）」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

## (2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年7月）」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

## 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2016年11月18日（金）までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

## 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

### (1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

### (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

- ① コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ② 業務の実施方針等
- ③ 業務従事予定者の経験・能力
- ④ 若手育成加点\*
- ⑤ 価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ

## 第10 その他

### 1. 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

### 2. プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

### 3. プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

### 4. プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。



## 5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

## 6 プロポーザルの作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

### (1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

### (2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

### (3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>「規程」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

### (4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

## 7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

### (1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

### (2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

### (3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

### (4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

## 8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理(調達管理を含む。)コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

(以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定される日本法人であることを条件とします。本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年10月）」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

( ) 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

( ) 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

#### 9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

プロポーザル評価表

カンボジア国教員養成大学建設計画準備調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	9.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他(実施設計・施工監理体制)	5.00	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(30.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/建築計画	(30.00)	(14.00)
ア) 類似業務の経験	12.00	7.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	5.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	6.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	( - )	(12.00)
カ) 類似業務の経験	-	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	( )	(4.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	4.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 建築設計/自然条件調査	(10.00)	
ア) 類似業務の経験	5.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	2.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 施工計画/積算	(10.00)	
ア) 類似業務の経験	7.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	3.00	
(4) 業務従事者の経験・能力： 教育計画/機材計画2	(10.00)	
ア) 類似業務の経験	5.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	2.00	
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00 ]	



## 【業務指示書】

### 第2 業務の目的・内容に関する事項

#### 1. 要請の背景・経緯

カンボジア王国における近代教員養成制度は、1980年代以降の紛争復興期における圧倒的な教員不足に対応するため、変則的な短期研修から開始された。その後、正規の教員養成機関として小学校教員養成校及び中学校教員養成校が各地に順次配置され、入学要件や養成期間は時代によって変化しつつも、1998年には現在の「12+2年制」（高等学校卒業後に2年間の教員養成課程受講）に移行した。以降、同制度のもと小・中学校教員を養成し、1998年には66,982人であった教職員数が、2014年には88,313人となり、教職員の増加は基礎教育の普及に大きく貢献してきた（出典：同国政府、Educational Statistics and Indicators 2015）。しかしながら近年、教員の知識・授業実践力不足に起因する基礎教育の質の低さが課題となっており、抜本的な改善が必要となっている。

このような背景の下、同国政府は、2014年発表の「カンボジア国家開発計画 2014-2018」において、2030年までにカンボジアを高中所得国に引き上げるための人的資源確保に取り組むとしている。また、教育・青年・スポーツ省（Ministry of Education, Youth and Sport、以下「MoEYS」という）は、2014年発表の「教育戦略計画（2014-2018）」において、教員は教育の質を左右する重要な要素であると位置付け、2015年発表の「教員政策行動計画（2015-2020）」においては、現在の2年制の教員養成課程を4年制にすることを目指し、その第一期として2018年までに主要都市であるプノンペンとバットアンバンに教員養成大学を2校開校するとし、MoEYSは、我が国に対して無償資金協力による支援を要請した。

本業務では、要請内容の必要性及び妥当性を確認し、無償資金協力案件として適切な概略設計を行い、事業計画を策定し、概略事業費を積算することを目的とする。

#### 2. プロジェクト概要

以下案に基づき検討を行う。

##### (1) 上位目標

カンボジアにおける小中学校教育の質が改善される。

##### (2) プロジェクト目標

プノンペン及びバットアンバンにおける教員養成校の施設を4年制大学に対応した施設に拡張することで、教員養成プログラムの質を向上させ、毎年養成される大学卒の教員の質を向上させる。

##### (3) 期待される成果

プノンペン及びバットアンバンにおける教員養成校において、4年制大学に必要な施設及び機材が整備される。

##### (4) プロジェクトの成果指標

- 1) 成果指標（数値）：継続使用可能な教室数、対象校における学生数。
- 2) その他成果指標：本業務にて検討する。

##### (5) 我が国への要請概要

プノンペン及びバタンバンにおける教員養成大学運営に必要な施設、機材、及び、ソフトコンポーネント。施設内容は以下のとおり。(詳細は本調査にて確認する。)

- 1) 施設、機材の内容：講堂棟、教室棟、管理棟、図書館、学生寮の建設及び教育・実験機材等の整備
- 2) コンサルティング・サービス/ソフトコンポーネントの内容：詳細設計、施工・調達監理、機材の利用法の研修等

(6) 対象地域 (サイト)

プロジェクトで設立を支援する教員養成大学はプノンペンとバタンバンにおける2校とする。これは、首都、及び、地方都市におけるそれぞれのモデルを設立することと、地域的な平等の観点から要請されたもの。

(7) 関係官庁・機関

- ・ 主管官庁：MoEYS 教員養成局 (Teacher Training Department: TTD)  
(教員養成に係る業務を所掌し、本事業についても直接的な実施機関となる予定)
- ・ 実施機関：同上

(8) 本プロジェクトに関連する我が国の主な援助活動・他ドナー等の援助活動

1) 我が国の主な援助活動

【無償資金協力】

ア プノンペン市小学校建設計画 (一般無償)

プノンペン市においては、農村部からの大規模な人口流入等に伴う急激な学齢児童数の増加が発生していたため、深刻な教育施設不足を解消するために実施された。

- ・ 2006年：第1次竣工 (総事業費：5.09億円) 小学校6校の施設 (147教室、便所) と家具備品
- ・ 2007年：第2次竣工 (総事業費：5.10億円) 小学校6校施設 (113教室、便所) と家具備品
- ・ 2011年：第3次竣工 (総事業費：5.29億円) 小学校7校の施設 (96教室、便所) と家具備品

イ プノンペン前期中等教育施設拡充計画 (コミュニティ開発支援無償資金協力)

上記小学校建設同様、プノンペン都における前期中等教育施設の不足を解消するために実施されている。

- ・ 2017年：竣工予定 (総事業費：8.61億円) 中学校8校の施設 (165教室、便所8ブース) と家具備品

※ 2010年に「プノンペン市」から「プノンペン都」に呼称変更

【技術協力】

ウ これまで主に以下の理数科教育・技プロ (STEPSAM) を実施し、小・中高等学校における教育の質改善に取り組んできた。

- ・ 「理数科教育改善計画プロジェクト」 (総事業費：5.0億円) 2000年8月～2005年3月 (4年8か月間)
- ・ 「理科教育改善計画プロジェクト」 (総事業費：4.2億円) 2008年9月～2012年8月 (4年間)
- ・ 「前期中等理数科教育のための教師用指導書開発プロジェクト」 (総事業費：5.1億円) 2013年6月～2016年5月 (3年間)

## 2) 他ドナー等の援助活動

教育分野においては、世界銀行、アジア開発銀行、欧州連合、UNICEF 等が基礎教育のアクセスや質の向上のための支援を行っているが、教員養成大学設立に対する支援の予定はない。

## 3. 業務の目的

本業務では、無償資金協力施設・機材等調達方式の活用を前提とし、プロジェクトの背景、目的及び内容を把握する。また、本無償資金協力の位置付け、効果、技術的・経済的妥当性を検討のうえ、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費の積算を行う。さらに、プロジェクトの成果・目標を達成するために必要な相手国側負担事業の内容、実施計画、運営・維持管理計画等の留意事項を提案することを目的とする。

## 4. 業務の範囲

本業務は、カンボジア政府 MoEYS から要請のあった「カンボジア国教員養成大学建設計画」について、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 調査方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものであり、原則、現地調査において、当機構が MoEYS と合意する協議議事録に基づいて実施するものとする。

## 5. 調査方針及び留意事項

### (1) 現地調査の実施方法

本業務においては、①概略設計の実施、報告書案の作成等に必要な調査、協議、情報収集を行うための現地調査 I、②報告書案を先方関係者に説明・協議し、基本的了解を得るための現地調査 II の計 2 回の渡航を予定している。それぞれの現地調査に際しては、当機構から調査団員を参加させることを想定している。

### (2) 計画内容の確認プロセス

本業務は、我が国が無償資金協力として実施することが適切と判断される計画を策定することを目的の一つとしているため、計画内容の策定に当たっては、調査の過程で随時十分当機構と協議すること。

なお、特に以下の 2 つの段階においては、当機構が開催する会議に参加し、内容を確認することとする。

- 1) 現地調査 I 帰国時：現地調査結果を記述した「現地調査結果概要」を取りまとめ報告する。また、設計・積算方針会議にて、基本的な計画・設計の方向性を協議、確認する。
- 2) 現地調査 II 派遣前：計画の内容を取りまとめた「準備調査報告書（案）」に基づき、計画内容を確認する。

### (3) 就学需要予測（教員需要予測）に基づく事業規模の設定

現地調査 I では、小中学校現職教員に関する定年退職者数及びその他離職者数を考慮した離職予測、将来的に見込まれる小中学校就学率の改善予測、専門教科ごとの教員数やその地域的ばらつき等に関する情報を収集し、将来的に見込まれる教員需要に関する可能な限りの分析を行う。なお、現時点では、UNICEF が先行して小学

校教員に関する分析を行っているものの、カンボジアでは教育統計が整備されているとは言い難いため、本調査では、MoEYS から要請されている規模の教員が将来的に必ず必要になるかどうかという観点から調査を行う。

また、需要面からの見方に加え、将来における教員の数や給与増も考慮した予算面からの妥当性も検証すること。

さらに、先方の要請内容、カンボジア教育セクター概要、教員養成制度・政策・カリキュラム、建設予定地の状況、教育・社会・経済事情等についても確認を行い、対象サイト（プノンペン及びバタンバン）における教員養成大学 2 校の適切な規模を算出し、カンボジア教育省と十分な協議の上、事業スコープについて合意する。

#### (4) 計画コンポーネントの優先順位の確認

現地調査 I では、対象 2 校のそれぞれにおける各コンポーネントの優先順位及びスコープカットのリスクについて、MoEYS と十分協議を行った上で確認を行う。また、要請されていないものの必要なコンポーネントがあれば、先方の教員養成施設と照らした上で、追加のコンポーネントの要否を確認し、必要であれば対象に含めることとする。なお、その際、JICA が行った基礎研究「小・中学校建設の付加価値向上のためのドナー・スキーム比較分析」を参考にし、カンボジアの社会的ニーズから求められる機能を確認しつつ、教員養成校建設に応用できる付加価値について考察を行う。

#### (5) 設計・積算にかかる調査方針

本業務において設計・積算を行うにあたっては、2009 年 3 月に策定された「協力準備調査設計・積算マニュアル（試行版）」、2016 年 4 月に改訂された同「補完編・機材編」を参照する。同マニュアルは、設計、積算を行う上で留意すべき共通事項、代表的セクターの留意事項について記載した内容となっているので、本案件の特性と求められる水準に配慮しながら、設計及び積算に必要な情報の収集、検討・分析、結果の整理、設計・積算に関連する資料（設計総括表、積算総括表等）の作成を行う。

#### (6) 報告書・提出物等の作成方針

報告書・提出物等の作成にあたっては「無償資金協力にかかる報告書作成のためのガイドライン」（2015 年 4 月改訂版）（以下、「無償報告書ガイドライン」と記載する。）に従う。

#### (7) コスト縮減にかかる調査方針

我が国無償資金協力により実施された既往計画、他ドナーによる計画、カンボジアの標準的な施設の設計・仕様・工法・施工品質・コスト等の比較分析を行ない、コスト縮減の可能性を最大限に検討する。かかる分析・検討結果に基づき、コスト縮減に係る具体的方策を報告書にとりまとめる。

#### (8) 運営維持管理体制にかかる調査方針

施設建設後に必要となる教職員配置や運営維持管理にかかる予算や体制の確保について先方関係機関に確認を行ない、円滑な運営維持管理のために必要となる条件について考察を行う。



(9) 環境社会配慮・用地の確認

本プロジェクトは JICA 環境社会配慮ガイドライン（2010 年 4 月）に基づき、カテゴリ C に分類されている。ベースとなる環境社会の状況（土地利用、自然環境、経済社会状況等）の確認、先方政府の環境社会配慮制度・組織・法令・基準の確認を行い、EIA の要否の確認を行う。また建設予定地における用地の確認を行う、住民移転の必要性の有無等を調査する。

(10) アスベスト対策にかかる留意事項

本調査において、施設建設（改築、増築を含む）の計画／工事を行う場合、アスベストを含有する資材の採用／調達を行わないことを基本方針とする。また、アスベストを含有する資機材の調達についても同様とする。更に、同物質を含有する施設・資機材を解体・分解する際は、アスベストの飛散防止対策を行うことを基本方針とする。

(11) 安全配慮（地雷対策）に係る留意事項

カンボジアでは、これまでの内戦の経緯から、建築予定サイトに地雷が埋設されている可能性が否定できない。よって、建設予定地における地雷や不発弾残留の可能性について Cambodia Mine and Victim Assistance Authority (CMAA) 等関係機関からの情報収集を行う。基礎工事等、地面を掘削する必要があるため、地雷・不発弾残留の影響の可能性が考えられる場合には、地雷による被害を防ぐため、Cambodia Mine Action Center (CMAC) 等関係機関に対して詳細調査の実施を要請するとともに、地雷・不発弾調査の実施は先方負担事項として十分な安全確認を行うようカンボジア側の理解を得る。また、調査が必要と判断された場合には、その具体的な安全確認の手順について聴取・確認する。

(12) 関連技術協力との情報共有にかかる留意事項

本調査と同時期に、JICA 技術協力「教員養成大学設立のための基盤構築プロジェクト」が開始される予定であり、本技術協力プロジェクトとの詳細調査事項の調整や調査結果の情報共有等が必要とされている。具体的には、教育統計分析を踏まえた教員需要予測や、事業規模、ソフトコンポーネント内容、そして、施工計画等について適宜技術協力プロジェクト専門家と情報を共有し、ハード支援及びソフト支援における相乗効果を図るよう配慮する。

なお、教員養成等を含む教育改革の流れや留意すべき事項、及び今後の当該分野における協力プログラムの考え方については、「カンボジア国産業人材育成基盤形成に資する教育セクター情報収集・確認調査ファイナルレポート」を参照のこと。（3. 閲覧資料参照）

6. 業務の内容

上記「5. 調査方針及び留意事項」を踏まえつつ、以下の調査を実施する。

【国内事前準備】

(1) 要請書および関連資料の解析・検討を行い、プロジェクトの全体像を把握し、調査全体の方針・方法、現地調査計画ならびに協力計画案を検討する。

- (2) カンボジア政府・主要ドナーの教育セクターにおける関連報告書を精査し、基礎情報を収集するとともに、現地調査計画・協力計画を検討する参考とする。
- (3) 上記(1)(2)を踏まえて、インセプション・レポート(我が国無償資金協力制度、調査・協力の方針・計画、留意事項、双方の役割分担など)、質問票を作成する。

#### 【事前調査Ⅰ(概略設計調査)】

##### (4) インセプション・レポートの説明・協議

JICA総括・協力企画団員に協力し、インセプション・レポート(我が国無償資金協力制度、調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項、留意事項、双方の役割分担等)を相手国政府関係者等に説明し、内容につき協議・確認を行う。

##### (5) プロジェクトの背景、目的、経緯の確認

先方の要請内容(建設予定サイト、先方の組織・予算等実施体制、要請コンポーネント、優先順位等)を改めて確認する。

##### (6) プロジェクトの実施体制の確認

プロジェクト実施機関であるMoEYS・TTDの組織・権限・人員構成や近年の予算状況、キャパシティ等を調査し、本プロジェクトの実施機関として、その体制に問題がないか確認する。

##### (7) 教育・社会事情調査

本計画の実施妥当性の検証、プロジェクト内容の計画策定に必要となる教育セクターの政策、基本統計、現状、社会事情を調査する。調査にあたっては、先行する調査等を最大限活用することとするが、最低限以下の項目については確認する。

- 1) 「カンボジア国家開発計画2014-2018」「教育戦略計画(2014-2018)」「教員政策行動計画(2015-2020)」等の上位計画の内容、進捗状況、これら上位計画におけるプロジェクトの位置づけ。
- 2) カンボジアにおける小中学校教員養成
  - ・カンボジアにおける教員採用・配置計画
  - ・カンボジアにおける教員養成施設の現状と今後の整備計画今後の教員養成政策内容、政策における本教員養成校の位置づけ、養成カリキュラム
  - ・教員養成校学生の選抜方法、学生の通学圏
  - ・必要教官数の動向(小学校・中等教員の養成計画)
  - ・他の教員養成校の運営状況
- 3) 1教室あたり適正学生数等の基準や学校設置基準、教育施設整備基準等を確認する。
- 4) 対象校における以下の項目を含む状況を確認し、必要教室数及びコンポーネント等を検討する。
  - ・現在の男女別学生数及び将来の予測
  - ・ジェンダー格差
  - ・特別な支援が必要な学生の状況

・対象地域における特異な教育事情の有無

- 5) 対象校における教官配置状況及びその資質（教官資格等）を確認する。
  - 6) 既存教員養成校における年間の学校運営予算（学費、政府補助金等）に関し、予算計画及びその執行管理状況を確認し、施設の維持管理に関する実態を確認する。
- (8) カンボジア政府及び他ドナー・機関による援助動向の調査
- 1) カンボジア政府、他ドナー等が建設した教員養成施設の内容（設計、構造、施工品質、工法、資材、コスト、コンポーネント、規模等）や施工実施方法（施工業者の規模、施工監理方法、建設資金管理方法等）を確認する。
  - 2) 他ドナーやNGO等への聞き取りを行い、カンボジアにおける教育施設整備事業における教訓、予見されるリスク及びその対処方法等を確認する。
  - 3) 主要な他ドナーによる教育分野の事業概要を確認する。
  - 4) 他ドナーによる教員養成施設整備の計画、実施状況（実施体制、設計・仕様、建設費等）を把握し、計画の参考とする。教員養成施設整備計画に関しては、計画対象校、協力内容等を確認し、本プロジェクト計画との重複がないことを確認する。
- (9) 候補サイト状況（自然条件等含む）調査（候補サイトの踏査）  
プノンペン及びバットアンバン各対象サイトにおいて以下の事項を調査する。
- 1) 学校運営状況（就学学生数、施設状況、教員数、運営資金、学校年度等）
  - 2) 他ドナーによる施設整備計画の有無
  - 3) 敷地の広さ・形状、雨季の施工計画に与える影響
  - 4) 学校関係者以外の占有者の有無
  - 5) 土地所有権者、土地所有証書の有無
  - 6) 自然条件（気象、地質、地形、地盤等）
  - 7) サイトの形状（敷地の広さ・形状、傾斜、くい打ちの必要性、特殊土壌の有無、既存建造物の有無・配置状況、教室過密状況、自然条件等）
  - 8) 水道・電気・排水等の引き込み状況
  - 9) 想定される施工管理/監理拠点からサイトまでの距離及びアクセス状況

本業務にて行う設計、施工計画、積算について、必要な精度を確保するため、建設予定地における気象、地質、地盤等に係る基本的情報を収集するとともに、地形測量、地質・地盤調査に係る自然条件調査を行う。自然条件調査については、現地再委託にて実施することを認める。

なお、自然条件調査の詳細は別紙1のとおりであるが、具体的な自然条件調査の細目（調査項目、調査内容、仕様、数量等）については、コンサルタントがプロポーザルで提案することとする。また、上記項目以外に必要と判断される自然条件等の調査が考えられる場合は、併せてプロポーザルで提案することとする。

- (10) 調達事情調査（現地調達、第三国調達、サブコントラクターなど）
- 1) 当該国の現地業者の受注・施工実績、業者登録制度・カテゴリーの有無、施工能力・技術力、技術者数、財務力、建設機械保有状況、価格等詳細な調査を行い、下請けとして現地業者を活用する可能性について確認する。
  - 2) 協力対象近郊都市における建設資機材の品質、価格、生産・流通状況等について

詳細を調査する。

- 3) 資機材・消耗品等の原産国、調達先、価格（輸送費及び輸入価格、近年の物価上昇率を含む）を考慮し、調達方法の検討を行う。
- 4) 先行無償案件について、同案件における調達実績及び施工実績の確認を行う。
- 5) 対象国における現地コンサルタント事情（会社数、業務内容、要員、技術力、資金力、費用など）を確認する。

#### (11) 施工計画調査（関連法規等）

当該国での設計・建設行為の許認可に係る法令の詳細を確認し、本計画実施にあたり必要となる許認可申請のスケジュール、関連省庁、申請書類の内容、必要経費等を確認し、関連省庁と協議する。

なお、現地調査Ⅰの際には、施工期間中の教員養成校授業実施体制についてもMoEYSと協議し、その内容を施工計画に反映させるようにする。

#### (12) ソフトコンポーネント計画

MoEYSと協議の上、ジェンダー配慮等、本建設計画に関連する支援（ソフトコンポーネント）の必要性の有無を検討し、必要性が認められた場合には、ソフトコンポーネント計画を作成する。ソフトコンポーネントについては「ソフトコンポーネント・ガイドライン（2010年版）」を参照のこと。

#### (13) 相手国側負担事項の概要

相手国負担事項（用地確保、各種建設許可の取得、アクセス道路の確保、電気設備の引き込み等）のプロセス、各手続における関係省庁を明確にし、その着実な実施を相手国政府に要請し、確約を取り付ける。なお、本プロジェクトではサイト選定、用地確保に際して、原則的に非自発的住民移転が生じないように留意するが、対応すべき事項がある場合には手続きや所要期間を確認のうえ、先方に対して速やかに対応するよう申し入れ、手続き完了を確認するために証拠書類の提出を求める。

無償資金協力事業では免税が原則であるため、免税措置がどの役所によって、どのような手続きで行われるか、現地で調達する資材や業者へはどのような税金が含まれ、免税をどのような方法において実現するのかを税目別に詳しく調査する。なお、下請け業者等の税金が技術的にどうしても分離できない場合には、その理由を詳しく調査する。これら調査の結果は無償資金協力として事業を実施する際の相手国負担事項としてミニッツに記載され、実施のタイミングや予算の概算と共に事業実施時の相手国負担事項の根拠となる。なお、この情報は詳細設計時にさらに精査・更新されていくものである。

免税情報はJICAの在外事務所にて蓄積していくことが望ましいため、調査開始時点で事務所と協議し、情報収集と情報アップデートについて事務所と合意する。調査終了時には必ず事務所へ報告する。

#### (14) 環境社会配慮に関する調査

当該国における環境社会配慮に関する法令規定、関連省庁等を確認し、本プロジェクトのカテゴリーを確認するとともに、本プロジェクトの実施に際して必要となる諸手続きがあれば、その内容・プロセスを確認する。

また、上記環境社会影響関連事項を踏まえ、JICA環境ガイドラインに基づき、必要に応じて環境社会配慮カテゴリーの確認を含む次の調査を行う。

- 1) スコーピング(事業を実施するにあたって考慮すべき環境社会項目とその評価方法を明らかにすること)の実施
  - 2) 重要な環境社会影響の予測
  - 3) 影響の評価および代替案(ゼロオプションを含む)の比較検討
  - 4) 緩和策(回避・最小化・代償)の検討
  - 5) 事業許認可取得のために必要となる行政手続き実施支援
  - 6) 環境管理計画・モニタリング計画(実施体制、方法、費用など)の検討
  - 7) 関連資料(含む環境チェックリスト案)
  - 8) ステークホルダー協議の開催支援(実施目的、参加者、協議内容等)
- (15) ジェンダー課題に関する調査
- 1) カンボジア教員養成校における学生数や教員数の男女別の統計データやジェンダー課題に関する情報を収集し、ジェンダー格差の状況を把握する。
  - 2) 既存施設視察、女子学生や女性教官に対するヒアリングを行い、既存施設に対するコメント、女子学生の就学促進のための改善案に関する情報を収集する。
  - 3) 施設計画(設計仕様、トイレなど)に対する具体的なジェンダー配慮事項を提案する。

(16) その他

諸条件が整った場合に実施することを前提とした上で、本案件を日本が無償資金力事業として行うことで付与できる付加価値について、必要性・妥当性、実現可能性を含めて検討すること。その際、JICAが行った基礎研究「小・中学校建設の付加価値向上のためのドナー・スキーム比較分析」を参考にしつつ、カンボジアの社会的ニーズから求められる機能を確認し、本案件にて付与できる付加価値について考察を行うこと。

【国内解析】

(17) プロジェクト内容の計画策定

上記調査及び当機構との協議を踏まえ、帰国後10日以内に現地調査結果概要を作成し、帰国報告会にてこれを説明する。さらに帰国後30日以内を目途に設計・積算方針会議を開催し、プロジェクトコンポーネント等の概略設計方針について関係者と協議を行う。上記調査及び当機構との協議を踏まえ、協力対象事業の計画策定(概略設計、機材仕様書(案))を行う。計画策定には最低限以下の項目を含めるものとする。なお、設計に当たっては、「協力準備調査設計・積算マニュアル(試行版)」(2009年3月)を参照して設計総括表を作成し、当機構に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

1) 計画・設計の基本方針

自然環境条件や現地建設事情、施工後の維持管理等についての対応(設計)方針を整理し、併せて設計基準を設定する。

2) 基本計画(施設・機材の基本的仕様)

上記を踏まえ、本プロジェクトとして計画・設計される事業内容の基本計画を検討する。

### <施設計画>

施設計画は、カンボジア施設基準、既存教員養成施設の活用状況、カリキュラム、敷地（アクセス、既存インフラ）等の諸条件を踏まえ、要請コンポーネントを検討し、適切な施設計画を作成する。特に、要請のあったコンポーネントのうち、学生寮等の付帯設備、教育家具等については、カンボジアの他教員養成施設の現状等を確認するなどして、その整備の必要性を確認する。また、白蟻被害（蝙蝠被害）等の現状を踏まえ、本対策についても検討する。

### <設備計画>

設備計画については、カンボジア整備基準、既存教員養成校での整備状況等を確認し、経済的かつ効率的な計画を作成する。

#### 3) 概略設計図

#### 4) 施工・調達計画

施工監理/管理拠点からサイト地までのアクセス状況、役務・資材等の調達事情、自然状況の影響、施工・労務関連法規等を勘案し、適切な施工体制、監理/管理体制、工程計画（工法、工期、入札ロット分け）、品質管理計画（品質基準の確保方法、資材毎の品質確保のための確認方法等）を作成する。

- ・ 施工・調達方針
- ・ 施工上の留意事項
- ・ 施工区分（先方負担工事との区分）
- ・ 施工監理方針・計画
- ・ 品質管理計画
- ・ 資機材等調達計画
- ・ 実施工程
- ・ 機材調達計画
- ・ 機材計画（内容、数量、使用、優先順位付け等）
- ・ 調達事情調査
- ・ 消耗品、スペアパーツ等の入手手段
- ・ 配置場所
- ・ 機材の輸送経路、通関手続、保険

#### 5) ソフトコンポーネント計画

#### (18) プロジェクトの運営・維持管理計画に関する検討

カンボジアにおける教員養成校の運営・維持管理計画（教員・事務員雇用、学生募集、資金調達、学校運営等）を整理し、その実現可能性について十分検討する。

#### (19) プロジェクトの概略事業費に関する検討

プロジェクト及びその中で我が国無償資金協力の対象として計画する「協力対象事業」の概略事業費を積算する。

積算に当たっては、「協力準備調査設計・積算マニュアル（試行版）」を参照して積算総括表を作成し、当機構に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

積算にあたっては、それが無償資金協力の事業費に採用されることを踏まえて、調査・設計の妥当性をよく検討し、資料の欠落や過誤・違算を防止するとともに、過大・過小のない適正な「積算」としなければならない。なお、機材については入札に対応できる精度を確保する。

### <準拠ガイドライン>

具体的積算に当たっては、上記マニュアルの補完編を参照して積算を行う。

(20) 概略事業費に係るコスト縮減の検討

概略事業費の算出に当たっては、現地仕様からの改善や管理体制を勘案した上で、コスト縮減の可能性を十分に検討し、コスト縮減にかかる検討結果を「無償報告書ガイドライン」に記載する様式にとりまとめ、概略事業費積算内訳書に綴じ込み提出する。

(21) 事業費等のドナー比較

事業費については、その妥当性を確認するため、他ドナー等が実施した類似案件についての以下を含む情報を入手し、比較表及び参考となる写真を添付して「事業費等のドナー比較資料」（様式の指定なし）を作成し、概略事業費積算内訳書に綴じ込み提出する。

- 1) 実施時期
- 2) 事業費（総事業費及び内訳）
- 3) 概略の仕様
- 4) 入札方法（PQ基準、国際入札／国内入札等）
- 5) 契約条件（総価方式／BQ方式、支払い条件（履行保証の有無等）等）
- 6) 施工監理方法（品質管理、工程管理、安全管理等）

(22) 過去の無償資金協力との事業費比較

別紙2「コスト比較表」により過去に無償資金協力により実施された類似案件との建設コストを比較する。また、「コスト比較表」については、上記3)の「事業費等のドナー比較資料」を兼ねて作成することも可とする。

(23) 予備的経費

本プロジェクトに係る予備的経費の検討のため、現地調査等を通じ以下のリスク情報を収集・分析し、JICAに提供する。

- 1) 経済状況、市場変化にかかるリスク（為替変動、インフレ率等）
- 2) 工事量変動にかかるリスク
- 3) 自然条件にかかるリスク（洪水等）
- 4) 現地政府のガバナンスにかかるリスク
- 5) 治安状況にかかるリスク

(24) 安全対策に関する検討

施工時の安全対策に関し、相手国の法律・基準を確認するとともに、「ODA 建設工事安全管理ガイダンス」（以下、「安全管理ガイダンス」）の趣旨を踏まえて調査を行い、先方政府の理解を得る。工事中の安全の確保のため、安全管理ガイダンスの安全施工技術指針に留意し、現地調査結果をもとに本プロジェクトに必要な安全対策を概略設計に反映する。施工業者の労働災害防止、住民・通行者等第三者の安全確保等に配慮した安全対策を含む施工計画を作成する。

(25) 協力対象事業実施に当たっての留意事項

「協力対象事業」の円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を

整理する。概略設計を踏まえ、詳細設計を実施するに当たり懸案となる事項、積み残し事項等、留意点をまとめ、本体実施時に確実に引き継がれるよう配慮する。具体的には、概略設計段階と詳細設計段階のアウトプットを具体的に示し、その差を明らかにする。

(26) 想定される事業リスクの検討

事業実施中、事業実施後に想定される各種リスクを検討する。特に事業実施中のリスクについて、それらをコントロールする手法について検討する。事業実施後に想定されるリスクの軽減については、ハード面、ソフト面ともに検討し、詳細設計やソフトコンポーネントでの対応によるリスク軽減策を検討する。

(27) プロジェクトの評価

本プロジェクトの成果を定量的かつ的確に評価可能な指標を検討・設定し、同指標設定に必要なデータの収集等を行う。

プロジェクトの評価については、妥当性と有効性に分類して整理する。有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、プロジェクト完成後約3年をめどとした目標年の目標値を設定する。

なお、本プロジェクトの実施前と実施後の教育協力に関する効果が測定できるよう、評価指標の収集を徹底する。評価指標の設定にあたっては、「基礎教育協力の評価ハンドブック」及び「無償資金協力事業/開発課題別の標準的指標例（基礎教育）」を参照のこと。(3. 配布資料等参照)

(28) 準備調査報告書（案）の作成

上記調査結果を準備調査報告書（案）として取りまとめ、その内容について当機構と協議する。

【現地調査Ⅱ（概要説明調査）】

(29) 準備調査報告書（案）の説明・協議

上記準備調査報告書（案）を相手国政府関係者等に説明し、内容を協議・確認する（概略事業費を含む）。特に、プロジェクト実施における維持管理体制の整備や環境社会配慮など、相手国側によるプロジェクトの技術的・財務的持続性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・協議する。

協議の結果、協力準備調査報告書（案）及び機材仕様書（案）の内容について相手国側からコメントがなされた場合は、これを十分検討のうえ、必要に応じプロジェクト全体および無償資金協力事業の基本構想を変えない範囲で修正を加え、協力準備調査報告書に反映させる。

(30) 準備調査報告書等の作成

相手国政府関係者等への準備調査報告書（案）の説明・協議を踏まえ、以下の成果品を作成する。

- 1) 概略事業費（無償）積算内訳書
- 2) コスト縮減検討資料、ドナー比較資料



- 3) 概要資料
- 4) 準備調査報告書
- 5) 機材仕様書
- 6) デジタル画像集
- 7) 進捗報告書 (Project Monitoring Report) の初版

なお、1) 概略事業費（無償）積算内訳書及び4) 準備調査報告書については、プロジェクト内容の計画策定の時期から、当機構と事前打合せを行いながら作成することとする。

## 7. 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(5) から(9)を成果品とする。

なお、以下に示す部数は、当機構へ提出する部数であり、カンボジア実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

- |   |  |
|---|--|
| (1) 業務計画書   | : 和文 3 部   |
| (2) インセプション・レポート                                      | : 和文 1 部<br>: 英文 1 部   |
| (3) 現地調査結果概要  | : 和文 1 部   |
| (4) 準備調査報告書 (案)                                       | : 和文 1 部<br>: 英文 1 部   |
| (5) 概略事業費（無償）積算内訳書<br>(※コスト縮減検討資料、事業費ド<br>ナー比較資料を含む。) | : 和文 2 部   |
| (6) 概要資料<br>(※完成予想図を含む。)                              | : 和文 1 部及び CD-R 1 枚  |
| (7) 準備調査報告書<br>(※完成予想図を含む。)                           | : 和文 (製本版) 8 部及び CD-R 2 枚<br>: 英文 (製本版) 15 部及び CD-R 2 枚<br>: 和文 (簡易製本版) 2 部及び CD-R 1 枚 |
| (8) デジタル画像集   | : CD-R 2 枚 (デジタル画像 40 枚程度)   |
| (9) 機材仕様書   | : 和文 3 部<br>: 英文 4 部   |
| (10) 進捗報告書<br>(Project Monitoring Report) の初版         | : 英文 3 部   |

(注1) 業務計画書については、共通仕様書第6条（改訂版）に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

(注2) インセプション・レポートについては、円滑に現地調査を開始するために予め日本出発前に英文を作成し、JICAに提出する。

(注3) (2)～(4)、(6)～(8)については無償報告書ガイドラインを参照することとする。

(注4) 準備調査報告書（和文：製本版）には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。このため、本業務完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として準備調査報告書（和文：簡易製本版）を作成する。

- (注5) 報告書類の印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。
- (注6) 特に記載のないものはすべて簡易製本（ホッチキス止め可）とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。
- (注7) 報告書等全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、露文報告書等の作成にあたっては、その表現ぶりに十分注意を払い、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること

### 第3 業務実施上の条件

#### 1. 実施スケジュール

2016年12月上旬より国内事前準備を開始し、同中旬より現地調査Ⅰを行う。帰国後に国内解析（積算審査に要する期間を含む）を実施し、2017年6月中旬から現地調査Ⅱ／準備調査報告書（案）説明、2017年7月上旬までに概要資料を提出、2017年9月下旬までに準備調査報告書を作成・提出する。

#### 調査実施工程（案）

時期 項目	2016 12月	2017 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
国内準備	<input type="checkbox"/>									
現地調査 OD	■									
国内解析			■							
概略説明 DOD							■			
国内整理								<input type="checkbox"/>		
概要資料								△		
最終報告書										△

<参考> 2017年9月 閣議予定

#### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成

(1) 調査期間全体：19.0M/M

(2) 業務従事者の構成

分野構成

- 1) 業務主任/建築計画（2号）
- 2) 建築設計/自然条件調査（3号）
- 3) 施工計画/積算（3号）
- 4) 設備計画
- 5) 機材計画1/積算
- 6) 教育計画/機材計画2（4号）

業務従事者構成は上記を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な業務従事者構成がある場合、理由とともにプロポーザルに含めて提案すること。

#### 3. 閲覧資料

以下の資料については JICA 図書館ポータル及び JICA ナレッジサイトにて閲覧可能

- ・ カンボジア国産業人材育成基盤形成に資する教育セクター情報収集・確認調査ファイナルレポート

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000027658.html>

- ・ 基礎研究「小・中学校建設の付加価値向上のためのドナー・スキーム比較分析」最終報告書

<http://libopac.jica.go.jp/search/detail.do?rowIndex=0&method=detail&bibId>

=1000026394

- ・カンボジア王国プノンペン市小学校建設計画基本設計調査報告書  
<http://libopac.jica.go.jp/search/detail.do?rowIndex=3&method=detail&bibId=0000005440>
- ・カンボジア王国第2次プノンペン市小学校建設計画基本設計調査報告書  
<http://libopac.jica.go.jp/search/detail.do?rowIndex=1&method=detail&bibId=0000166366>
- ・カンボジア王国第3次プノンペン市小学校建設計画基本設計調査報告書  
<http://libopac.jica.go.jp/search/detail.do?rowIndex=0&method=detail&bibId=0000247026>
- ・カンボジア王国プノンペン都前期中等教育施設拡充計画準備調査報告書  
<http://libopac.jica.go.jp/search/detail.do?rowIndex=0&method=detail&bibId=1000016361>
- ・基礎教育協力の評価ハンドブック  
<http://gwwweb.jica.go.jp/km/FSubject0101.nsf/cfe2928f2c56e150492571c7002a982c/31a0c5c4f2a9e35e49257f8d001dca19?OpenDocument>
- ・無償資金協力事業/開発課題別の標準的指標例（基礎教育）  
[http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/indicators/ku57pq00001o5p8s-att/reference\\_01.pdf](http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/indicators/ku57pq00001o5p8s-att/reference_01.pdf)

#### 4. 当機構等からの参加団員の構成と現地調査行程（案）

##### (1) 現地調査 I (OD)

###### 1) 団員構成

ア 総括 (JICA)

イ 協力企画 (JICA)

###### 2) 調査行程：約 10 日間

###### 3) 調査目的

相手国関係機関との協議及び現地調査を通じて、本プロジェクトの内容を検討し、討議議事録（ミニッツ）を取りまとめる。

##### (2) 現地調査 II (DOD)

###### 1) 団員構成

ア 総括 (JICA)

イ 協力企画 (JICA)

###### 2) 調査行程：約 8 日間

###### 3) 調査目的

準備調査報告書（案）について、相手国関係機関に説明・協議を行い、双方の確認事項などに関するミニッツを取りまとめる。

#### 5. 現地再委託

現地再委託を想定している以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタントに再委託して実施することができる。

##### (1) 地形測量

##### (2) 地質・地盤調査

現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン(2012年4月改定)」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き(見積書による価格比較、入札など)、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法など、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

なお、これらの調査に要する経費については別見積とする。

## 6. その他の留意事項

### (1) 無償資金協力事業の実施体制

本計画が我が国無償資金協力(施設・機材等調達方式)として実施される場合、JICAは本調査を実施した本邦コンサルタントを実施設計及び施工監理を実施するコンサルタントとして、先方政府に推薦することを想定している。

実施設計・施工監理体制に関する提案は、プロポーザル作成の時点で想定される業務内容、作業計画および要員計画をプロポーザルに記載する。その際、「コンサルタント等契約におけるプロポーザルの作成ガイドライン」(2013年11月)の様式-2および様式-3を準用した表を添付する。

### (2) 業務主任の総括団員への同行

現地調査に関し、業務主任は総括の滞在期間中、原則として総括の調査に同行するが、その他の団員は業務の効率を考慮し、別行動での調査実施を妨げない。

## 7. 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICA カンボジア事務所、在カンボジア日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。なお、現地作業中における安全管理体制をJICAに提出すること。

また、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録すること。

## 8. 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上

## 教員養成大学建設計画準備調査にかかる自然条件調査仕様書

### 1. 目的

自然条件調査は、本業務を行う上で必要な精度を確保するため、プロジェクトサイトにおける地形、地質などの自然条件を的確に把握するもので、これにより対象施設・設備の適切な構造及び規模を決定し、設計、施工計画、積算に資するものとする。

また、本プロジェクトにより新設される施設・設備が環境に及ぼす影響を適切に予測し、本プロジェクトの妥当性の判断に資すると共に、環境への影響の少ない設計・施工を検討するために行うものである。

以下に実施すべき調査項目を参考までに記すので、カンボジアからの要請内容も勘案の上、コンサルタントは必要な調査の細目（調査方法、項目、手法、位置、数量、成果など）を検討し、プロポーザルにて提案するものとする。

なお、必要な自然条件調査は本業務の中で行うことを原則とする。ただし、本業務の中でやむを得ない事情が発生しそうな場合、本業務で決定した設計を基本的に変えないことを条件に、無償資金協力の実施決定以降に行う詳細設計等にて必要最小限の調査を実施することは差し支えないが、その場合はプロポーザルにその旨記述するものとする。

### 2. 調査項目（例）

#### (1) 地形測量

目的：施設の平面計画を行うために必要な地形の情報を把握する。

内容：平面測量、水準測量等

#### (2) 地質・地盤調査

目的：建築物の基礎の設計に必要な地耐力の確認を行う。

内容：サウンディング調査、試掘、ボーリング、標準貫入試験等

以上

## コスト比較表

※各項目に記載されているものはサンプルである。記載されている内容を参考に本資料を作成する。

項目		A 国		
		一般無償 中学校建設計画 基本設計調査 (19XX年)	コミュニティ開発支援無償 学校建設計画 概略設計調査 (平成XX年度)	XX国ドナー (または世銀) 学校建設
積算時期		19XX年8月	20XX年6月	20XX年4月
基本コンポーネント		普通教室、理科室、図書室、多目的室、教員室、管理室、便所、	普通教室、図書室、事務部門、教員室、一般理科室、化学・生物実験室、物理・技術実験室、美術工作室、コンピューター室、倉庫、便所、カンティーン及びシェード、家庭科室	普通教室、図書室、事務部門、教員室、理科実験室、コンピューター室、倉庫、便所
建物	教室棟	3階-4階	3階-4階	3階
	便所棟	教室棟に含む	教室棟に含む	教室棟に含む
	教員住居	なし	なし	なし
平面計画	教室	寸法	6.6m×8.25m	6.55m×8.1m
		面積	54.4㎡	53.0㎡
		生徒数	40	40
構造・仕上げ	基礎	布基礎	独立基礎2校、杭基礎3校	布基礎一部杭基礎
	構形式	鉄筋コンクリート	鉄筋コンクリート	鉄筋コンクリート
	床	テラゾータイル	テラゾータイル	テラゾータイル
	壁	モルタル/塗装	モルタル/塗装	モルタル/塗装
	屋根	アスファルト防水	伸縮性塗膜防水	アスファルト防水
	天井	モルタル薄塗り/塗装	モルタル薄塗り/塗装	モルタル薄塗り/塗装
工期		13ヶ月/期分け	17.0ヶ月	12.0ヶ月
総延べ床面積		53,974.55㎡	10,580.83㎡	1,787.00㎡
教室棟床面積		53,974.55㎡	10,580.83㎡	1,787.00㎡
建設教室数 (普通教室のみ)		388	69	12

項目	A 国		
	一般無償 中学校建設計画 基本設計調査（19XX年）	コミュニティ開発支援無償 学校建設計画 概略設計調査（平成XX年度）	XX国ドナー（または世銀） 学校建設
総事業費	4,040,920,622円	904,843,576円	99,066,786円
直接工事費	2,664,706,965円	630,355,061円	99,066,786円
間接工事費	903,673,945円	0円	0円
家具・機材費	85,392,379円	45,611,692円	0円
調達代理機関費	0円	95,603,629円	0円
設計監理費	387,147,333円	130,519,560円	0円
ソフトコンポーネント費	0円	0円	0円
弁護士費	0円	2,753,634円	0円
直接工費との比較 為替レート	US1=119.00円	US1=106.73円	US1=106.73円
平米単価	49,370円/延㎡	59,575円/延㎡	55,437円/延㎡
教室単価	6,867,801円/教室	9,135,581円/教室	8,255,566円/教室
物価指数			
19XX年=100	100	145	145
物価修正考慮後	1.45	1.00	1.00
為替レート修正 考慮後	0.90	1.00	1.00
平米単価	64,427円/延㎡	59,575円/延㎡	55,437円/延㎡
教室単価	8,962,481円/教室	9,135,581円/教室	8,255,566円/教室